

扶養の認定に必要な書類

(①②どちらも提出が必要です。)

①全員共通の提出書類

	現在の状況	必要書類(すべて写し)	配偶者	子		父母・祖父母・孫・兄弟姉妹		その他 3親等内親族等
				中学生以下	義務教育終了後	(被保険者の)	(配偶者の)	
全員共通	全状況	★被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○
		★現況届	○		○	○	○	○
		所得証明書(課税・非課税証明書) ※1	○		○	○	○	○
	別居している	直近3ヶ月の送金額証明書類 ※2	○		○	○	同居が必須	
	同居している	同居が確認できる書類(住民票)					○	○

②収入の有無に応じて提出が必要となる書類

収入区分	現在の状況	必要書類(すべて写し)	配偶者	子		父母・祖父母・孫・兄弟姉妹		その他 3親等内親族等
				中学生以下	義務教育終了後	(被保険者の)	(配偶者の)	
収入なし	直近3年以内に退職し、 在職中は雇用保険に加入していた	離職票、又は雇用保険受給資格者証 ※ ★失業保険に関する誓約書	○		○	○	○	○
	直近3年以内に退職し、 在職中は雇用保険に加入していなかった	退職日がわかる書類 (退職証明書等)	○		○	○	○	○
	1ヶ月以内に失業給付を受給終了した	雇用保険受給資格者証 ※3	○		○	○	○	○
	失業給付受給を延長した	雇用保険受給延長通知書	○		○	○	○	○
	自営業を廃業した	廃業届	○		○	○	○	○
	学生である	学生証(大学生以上のみ)			○	○	○	○
	3年以上無職である	共通書類のみ						
収入あり	現在勤務している(パート・アルバイト含む)	直近3ヶ月の給与明細	○		○	○	○	○
	間もなく雇用形態が変わる	収入見込証明書	○		○	○	○	○
	自営業、 その他収入(不動産所得等)がある	確定申告書、又は 直近3ヶ月の収入がわかる書類	○		○	○	○	○
	年金収入がある	直近の年金振込通知書	○		○	○	○	○
	失業給付を受給中(受給予定)である	雇用保険受給資格者証 ※3	○		○	○	○	○
	出産手当金・傷病手当金の受給がある	支給決定通知書	○		○	○	○	○

※1 所得が給与と所得のみの場合は、「源泉徴収票」又は(毎月の収入に大きな変動がない場合は)「直近3ヶ月の給与明細」でも可能です。

所得が一切ない場合で、被保険者の所得税法上の扶養親族に該当する場合は、所得証明書の提出は省略可能です。

※2 送金額証明書類は、「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」送金したか確認できる書類(振込明細書や振込内容がわかる通帳のコピー等)が必要です。手渡しは認定できません。ただし、被保険者が単身赴任による別居の場合と被扶養者が学生の場合は、送金額証明書類の提出は不要です。

※3 雇用保険受給資格者証は、基本手当日額、受給開始日、受給終了日が確認できるページをコピーしてください。

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いします。

※ ★印の書類は、神栄健康保険組合HPの「申請書ダウンロード」コーナーに掲載しています。